

令和3年

第14回 農業委員会総会（月例会）議案

令和3年12月7日

前橋市農業委員会

令和3年 第14回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和3年12月7日午後1時55分
- ・閉会日時 令和3年12月7日午後2時56分
- ・開催場所 市庁舎3階31階会議室

・出席委員（23人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	21番 深町 富士雄
22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘	

・欠席委員（1人）

20番 青木 朱美

・事務局出席者

事務局長 鶴野 明広	副参事 藤井 義嗣	副参事 片貝 早苗	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 福田 邦夫	主任 井上 一則	主事 小池 雪乃
主事 森田 悠紀	嘱託員 古市 直子		

・付議事件

- (1) 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第77号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第78号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第80号 競売農地の買受適格証明願について（耕作目的）
- (6) 議案第81号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (5) 農地転用等の意見聴取の結果について

鶴野局長

それでは、定刻前ですけれども、皆さんお揃いですので、ただいまより令和3年第14回農業委員会総会を開催いたします。

開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。

深町会長
鶴野局長

◇（挨拶）

続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、20番 青木 朱美委員の1名であります。従いまして在任委員24名中、23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。

それでは、ここからは会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくをお願いいたします。

《深町会長、議長に就任》

議長

それでは、令和3年第14回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。23番 石村 利夫委員、24番 江原 弘委員をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から8番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）

以上、整理番号1番から8番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

なお、6番、7番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

1番委員
（1班班長）

それでは、整理番号3条の6番、7番の説明をさせていただきます。申請地は、東大室町、西大室町地内の農用地区域内にある農地です。面接には申請人であり、譲受人でもあり、行政書士でもある本人が1人で来られました。申請事由は、農地の耕作面積を増やし、野菜及び果樹の収穫の喜びを楽しみたいとのことです。この場所を選んだ理由としては、管理もできないので処分したい土地があると相談があり、購入を決めたそうです。本来、3条申請は新規就農が主ではありますが、本申請人は、609㎡程の小規模農地をすでに耕作中であり、今回、4,742㎡の土地の権利を取得しようとしていますので、新規就農者と同様の面接を実施いたしました。本申請人は、行政書士をしながら、小規模ながら見様見真似で35年間、農作業をしており、今回、70歳を過ぎたので、後々、行政書士の仕事は息子に譲り、耕作面積を拡大し、余生を農業で楽しみたいとのことでありました。露地野菜と果樹を作付け予定で、果樹は具体的にはクリ、ミカン、ブルーベリーとのことでした。そして、出荷先、販売計画、売上計画についてお聞きすると、出荷は考えておらず、近くの小学生に収穫の喜びを体験させてあげたいと話していました。本来、ある一定の農業収入があるのが農業だとは思いますが、そういった見解からいえば異色だと思われる。そして、果樹は収穫までに数年かかるので、75歳までは行政書士と農業を並行して行い、社会貢献をしていきたいとのことでした。農業機械については、10月にトラクターも購入し、動力噴霧機も知人より借用する手はずが整っているそうです。農業従事者の件については、同居人の息子が多忙なときには手伝うとのことでした。また、圃場までの通作時間は2か所とも10分程度とのことでありました。以上のことから、調査班としては、本人の営農意欲が認められ、営農計画等も整合性があることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。
整理番号1番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から8番を許可とすることに決定いたします。
次に、議案第77号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から2番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

小池主事 ◇（議案書・順次、整理番号、転用目的等を朗読、説明）
以上、整理番号1番、2番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 なお、2番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。

1番委員
（1班班長） 整理番号4条の2番。農地改良、一時転用です。申請地は、サンデンフォレスト・赤城事業所から南約630mに位置する農用区域内農地です。面接には、申請人本人、工事責任者、代理人の行政書士の3名が来られました。申請事由としては、申請地は農作物の栽培が不可能であり、今後、農地として利用する目的で改善が必要になったためとのこと。申請地は、傾斜地のため、耕作を行うには盛土が必要であり、第3種建設残土を4,000m³ほど栃木県佐野市より搬入予定とのことであり、法面には崩れないように草の種等を播種するそうです。申請地への土砂搬入については10tダンプにて1日当たり30台を見込んでいるようで、バックホー2台とブルドーザーで転圧しながら造成する計画であり、工事中の安全管理については、道路に「工事中」の看板を何か所も設置予定とのことでした。埋め立て面積が大きいことから、市条例に違反することのないよう申請中とのこと。農地改良後の利用計画については、夏の露地野菜を中心にトマト、キュウリ、ナス、サトイモなどを作付ける予定とのことでした。以上のことから、調査班としては、農地改良の必要性が認められることや、被害防除対策が取られていることなどから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 以上で、事務局の説明及び調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

6番委員 はい、よろしいですか。6番です。こちらの申請地は栽培が不可能ということの理由が、現地の傾斜がきつすぎるためということのようですが、今日、写真を見ますと北の低いところに太陽光発電のような施設が見えます。この施設にかかるようなところまで、盛土をするのでしょうか。もし、ここにかからないような状態で盛土をすれば、造成した後、耕作する土地については傾斜はどのくらいになるのでしょうか。そもそも畑として使える、あるいは農地として利用可能な形状になるのでしょうか。

議 長 事務局、お願いできますか。

小池主事 こちらの申請ですが、面積自体は2,152m²に改良が入るのですが、半分ほどが法面になり、残りの半分が平面の部分になりますので、隣の太陽光に向かって、法面が伸びていくような形になります。代理人の話ですと、1m下がると1.8m横に伸びるような角度で傾斜を付けるということでした。隣の太陽光には影響が出ないように工事をするとのことでした。

6番委員 今、お答えいただいた勾配でいくと、かなり急勾配になると思うのですが、何を栽培するか、お聞きになっていきますか。

小池主事 サトイモ、ナスなどの夏野菜の露地物を栽培するとおっしゃっていました。

議 長 6番委員、今の答えでよろしいですか。

6番委員 そういったものを作付けるということであれば、できないでしょうとは言えないですから。

次に、議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から18番までの審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

井上主任

◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号1番、4番から18番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

なお、整理番号2番、6番、13番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

1番委員

(1班班長)

それでは説明させていただきます。整理番号5条の2番、売買の診療所。申請地は、前橋市元総社小学校から西へ約970mに位置し、関越自動車道の側道に面しており、周囲は、東側は畑と住宅、北側は道路と畑、南側は道路と畑、西側は道路と畑で、住宅と農地が混在する小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、譲受人の代理人である行政書士が1名で来られました。申請人は現在、大学病院にて医師をしています。かねてより独立を考えていたところ、計画をするにあたり、手ごろな広さ、距離等の条件に合う土地を見つけたので、事業に供したいと思い、申請をするとのこと。現在、大学病院に勤務していますが、地域に根差した医療にたずさわりたいとの願望が申請に至った経緯です。診療科目としては内科、皮膚科、泌尿器科の3科目で、一日当たりの通院患者を60人ほど見込んでいるとのことでありました。また、医師、看護師等のスタッフは11名を予定しており、駐車場についてはスタッフ分を含めて45台ほど確保予定とのこと。開院日については月曜日から土曜日まで、日曜日を休みとし、診療時間については午前8時30分から12時30分、午後は2時30分から7時までの予定とのこと。土地造成、盛土などについては高低差がほとんどないことから、このまま活用できる見込みです。雨水処理は浸透式で、南側に新たに側溝を設置する計画であり、周辺農作物に被害が出ないよう外灯等の照明は内側に向けて設置予定で、周囲のフェンスも部分的に1.0mほどの安全策を設置するとのことでありました。以上のことから、調査班としては施設の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の6番、賃貸借、露天資材置場です。申請地は前橋市立富士見中学校の東約1.5kmに位置し、北側は雑種地で申請人の資材置場、東側は道路と水路を挟んで宅地と雑種地、西側は道路を挟んで耕作していない田、南側は田の農振農用区域内に位置する第1種農地です。参考までに、農地法施行規則第35条第5号の第1種農地の不許可の例外規定で「既存施設に隣接する場合は、既存面積の2分の1までは転用できる」とあります。面接には、譲受人である会社の代表と代理人である行政書士の2名で来られました。申請事由は、土木建築業を営んでいますが、資材置場が手狭になってしまい、既存の置場の隣接地で併用して使用したいためとのことでした。申請に至った経緯として、置場が少ないことや、重機の音が騒音で近隣住人より時々、苦情を言われていたこともあり、今回の申請地であれば苦情が出ないことが見込まれるとのこと。今回の申請地には、残土の他に工事車両及び現場で使用する製品などを置く計画とのことでした。利用計画、被害防除としては、自社の石垣を一部取り壊すなどして通路を拡大し、安全性を高めた上で、残土の仮置場とする計画とのことでした。雨水処理については、南側が低いので、大きい石などを並べて水路に出るようにし、水路を詰まらせたり、南側の農地に被害が生じることのないように最善の注意を払うとのことでした。今のところ、外灯などの照明やフェンス等についての設置予定はありませんが、状況に応じて対応するとのことでした。以上のことから、調査班としては、資材置場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の13番、売買、賃貸有料老人ホーム、老人デイサービスセンターです。申請地は前橋赤十字病院の西側に位置し、東側は道路を挟んで前橋赤十字病院、南側は田、西側は水路を挟んで宅地と畑、北側は宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部

に位置する第2種農地です。面接には譲受人である会社の代表と代理人である行政書士の2名で来られました。申請事由は、当社は土地建物の賃貸借を行う不動産業を行っており、高齢者にとって慣れ親しんだ地元地域で生活できるように、申請地に有料老人ホーム、老人デイサービスセンターを設置し、高齢者サービスを提供する会社に施設を貸し付けるための申請とのこと。申請に至った経緯としては、2年前から譲渡人より売却希望があったことから、土地を購入し、賃貸することとしたものであります。賃貸する施設の概要は、木造2階建て、部屋数は35室であり、デイサービスは40名を予定しているとのことでした。貸付予定の事業所は、現在、県内に5か所の老人施設を運営しており、本施設については30年契約で賃貸するとのことでありました。利用計画、被害防除の関係では、申請地は県道より低いため、30cmから40cmの埋土が必要なことから、関係機関と調整するとのこと、隣接境界についてはL型擁壁と1m程度のフェンスを設置予定とのことでありました。雨水処理については、浸透式でオーバーフロー分を西側の水路に放流予定で、隣接農地に流れ込まないようにするとのことでした。また、外灯等の照明については、内側に向け設置し、周辺の農地に被害が出ないように対応するとのことでした。以上のことから、調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。

6番委員

よろしいですか。6番です。7ページの整理番号5条の1番です。農産物集出荷施設という転用目的が書いてありますが、具体的にどのような農産物を、どの辺の人から集めて、どういったところへ出荷していくのか、もし分かったら教えてください。また、既存施設の一部を返却するため転用したいという理由も書いてあります。今回の申請によって、敷地の形状や面積はどのようになるのでしょうか。具体的には返却前がどのくらいで、返却した後、どのくらいになり、今回、転用すると、合わせてどのくらいになるのか、そのようなことが分かったら、教えてください。また、敷地の形状が現在は整形なのか、不整形だったのが今回の転用により整形になるのか、おおよその形状も分かれば、教えていただきたいと思います。

議長

事務局、お願いします。

井上主任

今回の整理番号5条の1番につきましては、農産物集出荷施設で、この法人は譲受人の記載の通り、地元にある法人で認定農業者にもなっています。おもにコマツナを栽培しています。地域で約10haを借りるなどして、コマツナを中心に栽培している法人です。先ほどの話にもありましたが、申請地の少し西の方に既存の施設がありまして、その施設に事務所などがあり、老朽化しているとのこと。申請地の周辺には道路があり、集出荷のときにトラックが入るので、多少、交通の便が良いところがあるので、今回の場所に移りたいとのことでした。既存のところは老朽化していることと、周辺の道路が狭いという状況があるので、今回のところに出たいというような内容です。今回のところは、ほぼ真四角の申請地で、既存のところは、確か面積とすると敷地は半分くらいになるというようなかたちで、後は自社で持っているところが、少し、半分くらいあるというような状況の場所です。以上になります。

議長

よろしいですか。

6番委員

引き続き6番です。今回も何件か「是正のための申請」と書いてあるものがあります。具体的には整理番号5条の5番、11番、14番、17番と4件あります。それぞれ、どんなところが是正の対象になっているのか、その解消のためと理由が書いてあるところもありますが、書いていないところ、あるいは説明がなかったところがありますので、重なってしまうところがあるかと思いますが、それぞれの違反だという是正対象になったところの概要を説明いただきたいと思います。また、14番が事業所の転用の関係ですが、同社は他の部分での違反、今回は出てきていないけれども、無断転用など、そういったようなことは把握しているかどうか、もし分かれば教えてもらいたいと思います。

井上主任 それでは始めに、是正の関係の内容になりますが、整理番号5番につきましては、一般住宅での申請がありまして、こちらにつきましては当初、農地の状態だったのですが、譲受人が事前に境界立会いを含めて、先行しまして境界辺りに布基礎をしてしまって、残土を入れたり、重機を搬入してしまいましたので、是正のための申請です。こちらは重機と残土につきましては申請前に撤去はさせております。5番についてはそういった内容です。

続いて、整理番号11番になります。宅地拡張と通路ということですが、申請理由にも書いてありますが、譲受人がこの土地の隣地に住んでいまして、隣地を売買の際、測量したら、申請人のお宅のブロック塀が少し出っ張っていたというところがありましたので、是正の申請の内容です。

続いて、整理番号14番の是正の関係ですが、ここは平成13年に譲渡人の息子さんが農地法4条の農地転用の許可を受けておりますが、転用目的が農家住宅でありました。今回、露天資材置場の内容になりますので、内容が違うこともあり、今回、農地法5条の申請に合わせて、是正のための申請という内容になります。

続いて、整理番号17番の申請の是正ですが、こちらは譲渡人が相続で宅地を含めて父親から土地を引き継いだのですが、宅地の隣接の土地が今回の土地です。譲渡人の父親が宅地続きの土地にガレージなどを作ってしまったというところがあって、今回、譲受人が何か作ったというわけではないのですが、もともと作ってあったところを、居抜きで買うということですが、手続きをとっていないため、是正のための申請になります。以上です。

議 長 よろしいですか。

6 番委員 結構です。

議 長 他にございませんか。

1 8 番委員 18番です。先ほどの整理番号1番の集荷施設の件ですが、面積が5,108㎡ですが、集荷施設でこれだけの面積は必要なのでしょう。

4 番委員 良いですか。同じところなのですが。

議 長 関連ですか。

4 番委員 これは10月に面接をしたところですが、資金の不透明で保留になっているはずですが、資金の証明は提出されたのですか。

井上主任 今、4番委員から話があったように、10月から保留になっていた原因とすると、資金の関係の手続きがなっていなかったということで保留でした。この関係につきましては、補助事業や貸付資金で事業を行う、という内容で書類が整っています。

4 番委員 国からの補助金が出て、実際は証明が10月の時点で来なかったわけですね。

井上主任 そうですね。

4 番委員 それでは、その後、出ているのですね。

井上主任 補助事業を使いますので、交付決定と銀行の残高証明などの資金の関係は準備ができています。それから、18番委員の質問ですが、今回の集出荷施設は1棟建てで、集出荷施設が670㎡くらい、それとですね、格納庫が260㎡、休憩室、あとは駐車場を含めましてその面積になります。

1 8 番委員 全て建物を含めて、他の必要な施設を含めての面積ですか。

井上主任 そうです。

1 8 番委員 分かりました。

議 長 他にありますか。

1 9 番委員 はい、19番。整理番号6番の露天資材置場ですが、面接に行ったときに、傾斜になっているので、ここは残土置場の予定なのですが、申請地の南側の雨水処理をきちんとして欲しいと申請人に伝えるよう事務局に頼んでありましたが、その返事はきましたか。

小池主事 お答えいたします。あの後、代理人の方に確認しましたが、譲受ける法人が在庫で保管している石のブロックを南側の土地との境界に並べ、南側に土が流れないように遮るようになりたいとおっしゃっていました。

18番委員
議長

分かりました。

他、どうでしょう。ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号2番、3番を保留とし、整理番号1番、4番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号2番、3番を保留とし、整理番号1番、4番から18番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第80号 競売農地の買受適格証明願 耕作目的について、整理番号1番の審議をお願いいたします。

佐藤副主幹

◇(議案書・順次、整理番号、公売実施期間、公売期日等を朗読、説明)

以上、整理番号1番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号1番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第80号 競売農地の買受適格証明願 耕作目的について、整理番号1番を適格とすることに決定いたします。

なお、当該願出人が最高価格 競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願の内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

次に、議案第81号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

森田主事

◇(議案書の朗読、説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見・質問等なし)

議長

ないようですので、採決をしたいと思います。

議案第81号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第81号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、15ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 法第4条の届出書の受理状況 | 6件 |
| (2) 法第5条の届出書の受理状況 | 24件 |
| (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 5件 |
| (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認件数 | 2件 |

報告事項(5)は、11月総会において許可した、法第4条の農地転用1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時56分)

